

登園許可書

(感染症名：

)

組 氏名

第 号 令和 年 月 日

出席停止期間 令和 年 月 日～

第 号 令和 年 月 日

保 護 者 様

園長

出席停止について (お願い)

組 氏名

お宅のお子さんの病気は、法令又は規則によって他の児童にうつる恐れのある間、登園できないことになっています。

出席停止の期間は下記のとおりですから、医師と相談のうえ適切な処置をとったのち、登園許可証明書をもらって登園させてください。

- ・ インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
- ・ 百日咳 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ・ 麻疹 (はしか) 解熱した後、3日を経過するまで
- ・ 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ・ 風疹 (三日はしか) 発疹が消失するまで
- ・ 水痘 (水ぼうそう) 全ての発疹が痂皮化するまで
- ・ 咽頭結膜熱 (プール熱) 主要症状が消退した後、2日を経過するまで
- ・ 結核、腸管出血性大腸菌感染症 感染のおそれなくなるまで
- ・ 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 感染のおそれなくなるまで
- ・ 髄膜炎菌性髄膜炎 感染のおそれなくなるまで
- ・ その他の感染症 ()

ただし、医師が感染症予防上支障がないと認めたときは、この限りではありません。

※点線で切り離して、下記の部分をご提出ください。

登 園 許 可 証 明 書

組 氏名

上記の児童の病気 (病名) は、感染のおそれなくなりましたので

(月 日) 以後の登園を許可します。

令和 年 月 日

医師名